

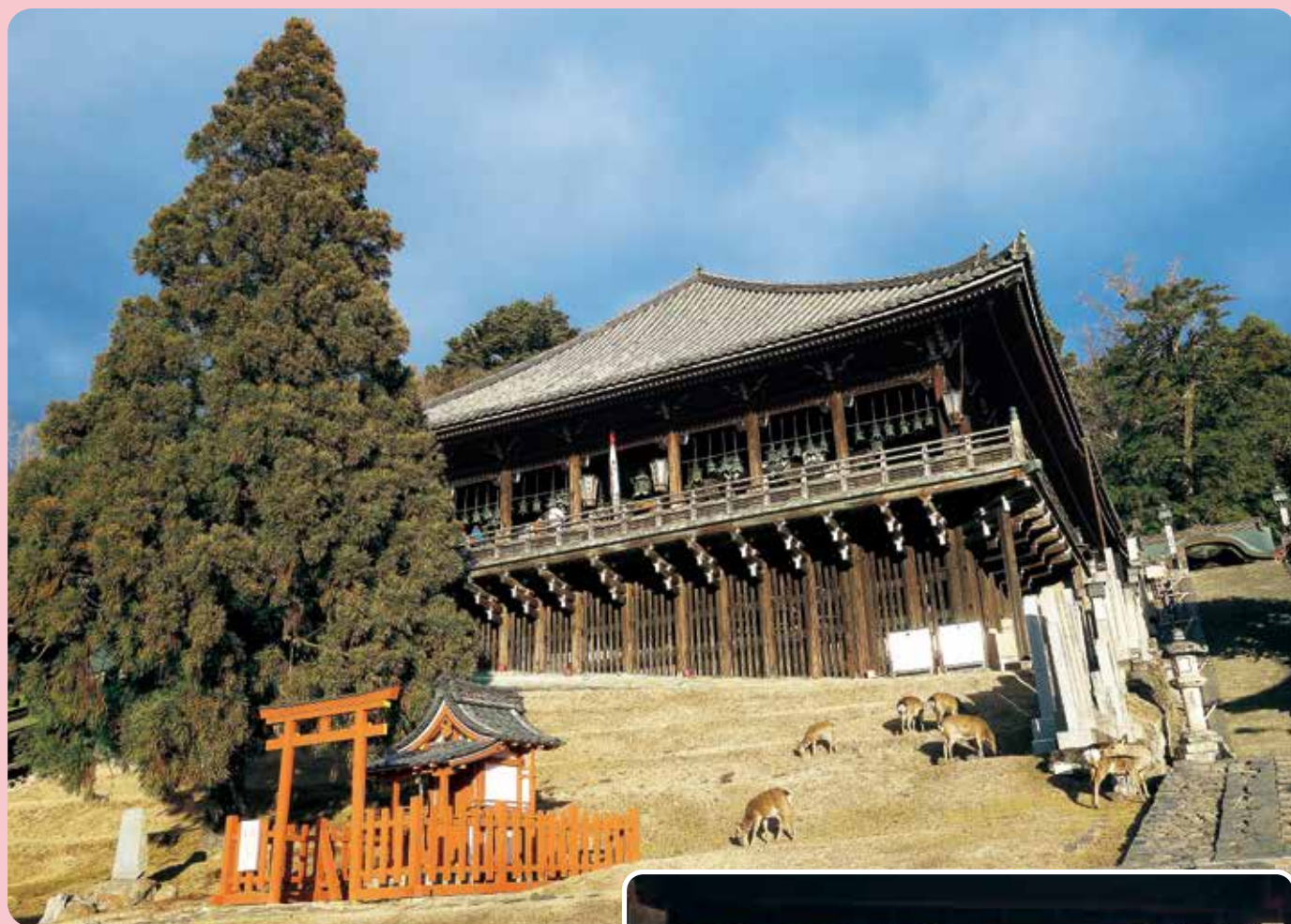
# トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、  
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

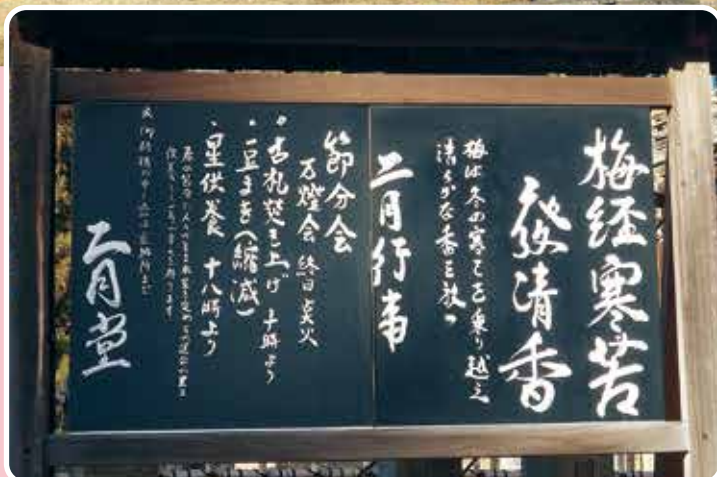
# 2

[令和5年]2023

**No.346**



東大寺二月堂



公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

## 奈良県知事による勉強会開催

公益社団法人奈良県トラック協会（会長 塚本 哲夫）は、1月24日午後2時から、奈良県コンベンションセンターで、理事、監事を対象とした勉強会を開催しました。

勉強会では、荒井正吾奈良県知事から「良くなる奈良を、もっと良く」というテーマで、

① 16年間の振り返り、奈良県の地域医療が格段に良くなり、がん死亡率の減少（33.8%）は全国1位であること、工場立地先に奈良県が選ばれる時代になり、令和3年の立地件数は近畿2位であること

② 成果の実現が間近に見えてきているもので、中央卸売市場の再整備は令和5年度に事業発注予定、防災機能を有した中町「道の駅」が令和5年度末にオープン予定



▲荒井正吾 奈良県知事

③ これからの成果・実現が期待されるものでは、リニア中央新幹線の「奈良市附近駅」位置の確定、「大規模広域防災拠点」の整備、広域道路ネットワーク整備の加速

等について教えていただきました。



|                     |    |
|---------------------|----|
| 奈良県知事による勉強会開催       | 巻頭 |
| 標準的な運賃活用セミナー        | 2  |
| 改正改善基準告示説明会         | 4  |
| 田野瀬 太道 衆議院議員 来訪     | 5  |
| 会長が奈良県産業振興総合センター 訪問 | 6  |
| 五條市長からお礼状           | 6  |

---

|            |               |   |
|------------|---------------|---|
| ■ 近畿交通共済から | 近畿交通共済からのお知らせ | 7 |
|------------|---------------|---|

---

|         |                     |   |
|---------|---------------------|---|
| ■ 全ト協から | 飲酒運転撲滅を目指して         | 8 |
|         | 軽油価格調査集計表(2022年11月) | 9 |

---

|           |              |    |
|-----------|--------------|----|
| ■ 厚生労働省から | 厚生労働省からのお知らせ | 10 |
|-----------|--------------|----|

---

|         |                |    |
|---------|----------------|----|
| ■ 陸災防から | 重大な労働災害を防ぐためには | 12 |
|---------|----------------|----|

---

|         |                 |    |
|---------|-----------------|----|
| ■ 奈ト協から | KIT事業の案内        | 14 |
|         | 2月・3月の行事(予定)表   | 15 |
|         | トラックの構造上の特性     | 16 |
|         | 事業用自動車事故事例No.90 | 17 |
|         | 適正化事業・巡回指導報告書   | 18 |

---

|            |               |    |
|------------|---------------|----|
| ■ 奈良運輸支局から | 奈良運輸支局からのお知らせ | 19 |
|------------|---------------|----|

---

|             |                |    |
|-------------|----------------|----|
| ■ 奈良県警察本部から | 奈良県警察本部からのお知らせ | 20 |
|-------------|----------------|----|

---

|                    |    |
|--------------------|----|
| 山本 かなえ 公明党参議院議員 来訪 | 巻末 |
|--------------------|----|



# 標準的な運賃活用セミナー

日時：令和5年1月16日(月) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：13人

国土交通省が令和2年に策定した「標準的な運賃」を活用してトラック運送事業者が荷主との運賃値上げ交渉に取組みやすくするためのセミナーを開催。講師は日本PMIコンサルティング

グ(株)代表取締役の小坂真弘氏。(公社)全日本トラック協会が昨年9月に発行した「令和4年度 標準的な運賃 活用セミナー」をテキストに解説。主な内容は以下の通りです。



▲講師の小坂真弘氏



## (1)「標準的な運賃」告示の概要

今年4月から月60時間を超える残業時間に対して50%の割増率が適用されるのが2023年問題。加えて令和6年4月からは時間外労働の上限規制が適用される(年間960時間)。これが2024年問題といわれているもので、現状のデータでは週休2日で働いたとして残業時間を1日あたり50分減らさないといけない。「標準的な運賃」はドライバー不足を解消するため、国土交通省が地方運輸局のブロック別、車型、車種別に距離制と時間制に分け

て運賃を定めたもの。安全、安心な輸送を確保するためのコストを反映し、ドライバーの待遇改善にも資するとされている。

## (2)「標準的な運賃」を踏まえた原価計算

距離制の「標準的な運賃」は片道の料金として算出されているが、運賃は往復の距離が前提。したがって実車率は50%(帰りの荷が無く車庫へもどる)になる。実勢の運賃も「標準的な運賃」の半額ぐらいが相場。この割引率を3割までにするのを第

1目標にしていいただきたい。全日本トラック協会のホームページから運賃の計算シートや運賃表作成シートをダウンロードして、当てはまる項目に自社の数値を入力していけば、原価を計算し運賃表が簡単に作成できる。こうして自社の原価や運賃表を作成し、「標準的な運賃」との差額を把握し、いきなり標準的な運賃を確保しようとせず、1割でも2割でも上げることが大切。

### (3) 原価計算を反映した運行形態別運賃の考え方

時間制の運賃は実車率100%とした一日（8時間）あたりの収入の目安。これに特殊車両、休日、深夜・早朝の運行の場合、割増が2割付く。その他、待機時間や附帯業務、有料高速道路、フェリー利用料などの実費を加算する。

個建て運賃は重量、容積、個数等を1単位として算定する運賃で基準を設定して運賃を算出。標準的な運賃は1台の車両を貸切りする設定だが、貸切運賃を基礎にして個建て運賃を算出する。その際に重要な平均積載率は8割～9割位が妥当。

### (4) 荷主との交渉方法

まずはお客様との関係作りから。そのうえで現場の実態を把握し、改善の提案ができるように問題点を洗い出す。そしてこちらの困りごとを先方へ伝える。内容をチームで共有し、運賃交渉はチームプレーで交渉を。交渉の前には現行の運賃と自社のベストな運賃を出し、ここを交渉の最低ラインとする。

また生産性の向上や運賃の決め方を見直すことで、一日の金額を上げる方法を模索し、改善点の提案や値上げ交渉をする。その際、社長や現場の責任者が直接お願いに行くことが大切。

### (5) 燃料サーチャージほか

燃料サーチャージは燃料価格の上昇によるコストの増加分を別建ての運賃や料金として収受するもの。燃料が落ち着いてきたとしても、できれば他の項目にふり向けたい。

労働問題（ドライバー不足）、燃料の高止まり、物価高で運賃の値上げ交渉は待ったなし。運賃を引上げないと値下げしているのと同じ。2023年問題や2024年問題は新聞やテレビなどでも報道される機会が多い今、このあおりの風をうまく使い、「標準的な運賃」を道具として、荷主との交渉に臨んでいただきたい。

## 1. 標準的な運賃の活用に向けた取組み

〇標準的な運賃を活用し、運賃引上げなど、取引条件の見直しに向けた取組として、以下のような流れが想定されます。



註釋 1: 本報告係根據本局之「103年度全國社會治安調查」之調查結果而彙編而成，其內容與本局之「103年度全國社會治安調查」報告一致。



# 田野瀬 太道 衆議院議員 来訪

日：令和5年1月5日(木)

場所：奈良県トラック会館

田野瀬 太道 衆議院議員が来訪、トラック運送業界の燃料価格高騰や働き方改革等についての話をされました。



▲ 写真右が田野瀬太道衆議院議員、左は難波秘書

\*写真撮影のためマスクを外しております。

## 会長が奈良県産業振興総合センター 訪問

日：令和4年12月27日(火)  
場所：奈良県産業振興総合センター

奈良県トラック協会 塚本哲夫会長は、箕輪 成記 奈良県産業振興総合センター所長を訪問、年末の挨拶と燃料価格高騰対策の追加支援について感謝の意を伝えました。



## 五條市長からお礼状

日：令和4年12月16日(金)  
場所：奈良県トラック会館

太田 好紀 五條市長から地域の交通安全啓発品へのお礼状が、中本 賢二 危機管理監から奈良県トラック協会長に届けられました。



▲五條市役所 中本 賢二 危機管理監



# 近畿交通共済からのお知らせ

## ご活用ください。近畿共済の事故防止サービス

近畿共済は、事業者の皆さまの事故防止活動をサポートします。

### (1) 個別事業所安全運転講習会

ご希望の

- 場所（会社事務所や倉庫等）
- 曜日（土曜・日曜・祝日可）
- 時間（受講者が希望する時間で可）

に講師を派遣し、事故防止に向けた安全運転講習会を開催いたします。開催に際しては、事前予約が必要ですが、講習費用は無料ですので、ぜひご活用ください。



### (2) 適性診断車

当該適性診断は、あくまでも安全運転に役立てるための一般適性診断です。（※国土交通省令に基づく特定適性診断ではありません。）

利用に際し

- 曜日（原則・月曜と金曜は休業）
- 時間（10時～16時までの間）
- 場所（当該適性診断車に100Vの電源が供給可能な駐車場所）

の条件は必須です。また、事前予約は必要ですが、ご利用費用は無料です。



### (3) アクセステッカー・ミニ(可搬型検査器)

この機器は、事務所デスクでご利用いただけるよう前記診断車に設置している機器と同じものを可搬型にしたものです。貸出に際しては、事前予約が必要ですが、貸出費用は無料です。



※尚、(1)の講師派遣にあつては、組合員様の支社であれば全国に派遣します。しかし、(2)の配車・(3)の貸出は当共済管内（奈良、大阪、京都、滋賀、和歌山）のみです。

近畿共済の事故防止関係の取組みについては、ホームページ等をご覧ください。

お問合せ先 近畿交通共済協同組合事故防止課 TEL 06-6965-2826



**近畿共済の自動車共済・自賠責共済をご利用ください。**

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743-59-1701まで

# 飲酒運転の根絶を目指して

## 飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

### 懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

#### 飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

##### 酒酔い運転

- 5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点  
\* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

##### 酒気帯び運転

- 3年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金

##### 違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき  
0.25mg以上

25点

免許取消し  
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき  
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止  
(90日)

\* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

##### 危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故

1年以上20年以下の懲役

負傷事故

15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故

15年以下の懲役

負傷事故

12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

##### 過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮  
又は100万円以下の罰金

#### 社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

##### 就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)

第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。

(以下、略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

##### 交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)

第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、業務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

##### ●懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・ 労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・ 懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

## 軽油価格調査集計表(2022年11月)

令和4年12月26日現在  
(公社)全日本トラック協会

2022年11月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

|  | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|--|--------|--------|--------|
|  | 122.47 | 109.97 | 120.43 |

2022年11月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 元売名     | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|---------|--------|--------|--------|
| ENEOS   | 120.70 | 109.35 | 121.38 |
| 出光昭和シェル | 114.50 | 111.32 | 114.75 |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
| キグナス    |        | 110.10 |        |
|         |        |        |        |
| コスモ     | 118.05 | 109.13 | 117.05 |
| その他     | 128.00 | 110.26 | 122.35 |

2022年11月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 月間購入量          | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------------|--------|--------|--------|
| 30キロリットル未満     | 124.39 | 110.60 | 120.79 |
| 30～50キロリットル未満  | 114.80 | 108.40 | 115.10 |
| 50～100キロリットル未満 |        | 109.30 |        |
| 100キロリットル以上    |        | 108.58 |        |

2022年11月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 支払期限     | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------|--------|--------|--------|
| 30日未満    | 124.26 | 110.00 | 123.05 |
| 30～60日未満 | 121.70 | 109.48 | 120.06 |
| 60日以上    |        | 112.35 |        |

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

|          | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------|--------|--------|--------|
| 2022年7月  | 125.62 | 110.97 | 120.43 |
| 2022年8月  | 124.13 | 109.49 | 119.18 |
| 2022年9月  | 126.65 | 110.56 | 120.89 |
| 2022年10月 | 125.23 | 110.28 | 116.33 |
| 2022年11月 | 122.47 | 109.97 | 120.43 |

※消費税抜きの価格となります。



## 厚生労働省からのお知らせ

令和  
6年4月～  
適用

トラック運転者の

事業主の皆さん  
ご存じですか？改善基準告示が  
改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



## 1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則:3,300時間

最大:3,400時間

## 1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則:293時間

最大:320時間

改正後

原則:284時間

最大:310時間

## 1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を  
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp>

●詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索

詳しくは  
裏面へ

# トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



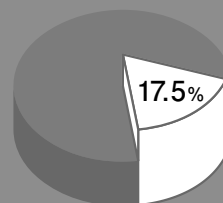
令和6年4月より適用予定です。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1年、1か月の拘束時間 | <b>1年：3,300時間以内</b><br><b>1か月：284時間以内</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>【例外】</b> 労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり）<br>1年：3,400時間以内<br>1か月：310時間以内（年6か月まで）<br>① 284時間超は連続3か月まで<br>② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める |
| 1日の拘束時間     | <b>13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）</b><br><b>【例外】</b> 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>（※1）</sup> 、16時間まで延長可（週2回まで）<br>※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合                                                                                                                                            |                                                                                                                                          |
| 1日の休息期間     | <b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b><br><b>【例外】</b> 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>（※1）</sup> 、継続8時間以上（週2回まで）<br>休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                          |
| 運転時間        | <b>2日平均1日：9時間以内      2週平均1週：44時間以内</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                          |
| 連続運転時間      | <b>4時間以内</b><br><b>運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）</b><br><b>10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</b><br><b>【例外】</b> SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                          |
| 予期し得ない事象    | 予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる <sup>（※2、3）</sup><br>勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える<br>※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。<br>・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと<br>・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと<br>・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと<br>・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと<br>※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。     |                                                                                                                                          |
| 特例          | <b>分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合）</b><br>・分割休息は1回3時間以上      ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上<br>・3分割が連続しないよう努める      ・一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                          |
|             | <b>2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合）</b><br>身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可<br><b>【例外】</b> 設備（車両内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可<br>・拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要）<br>・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可<br>※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること |                                                                                                                                          |
|             | <b>隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合）</b><br>2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間<br><b>【例外】</b> 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで）<br>2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                          |
|             | <b>フェリー</b><br>・フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない）<br>・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                          |
| 休日労働        | 休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                          |

（注1）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）をいう。  
 （注2）本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達（令和4年基発1223第3号）の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

2022.12

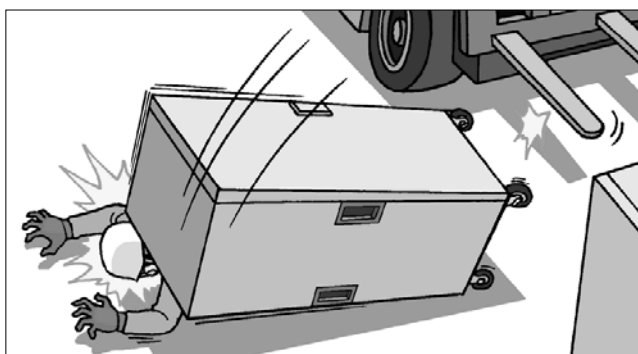
## 重大な労働災害を防ぐためには

3 フォークリフト  
使用時における  
死亡災害

フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

## 事例

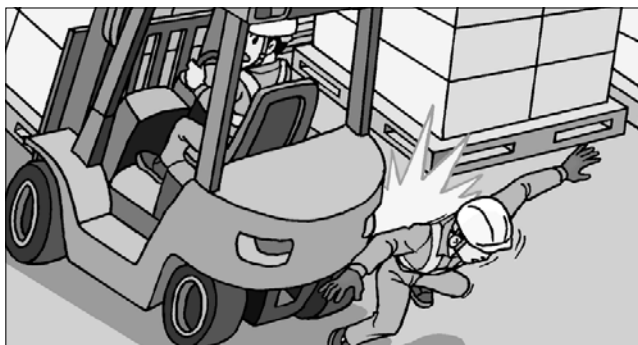
1

フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者が  
コールドロールボックスパレットの下敷きに（死亡災害）

オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

## 事例

2

歩行者立入禁止エリアにいた被災者が  
フォークリフトと接触（死亡災害）

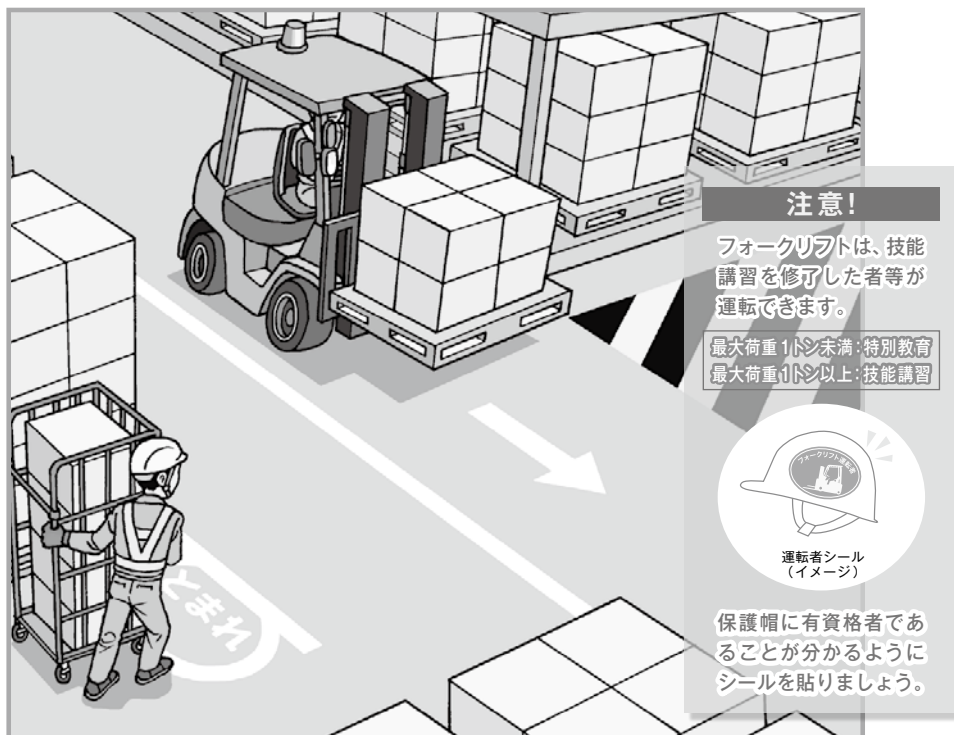
コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。



## ▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

### 対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



### ひとことアドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

#### オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

#### 周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア（フォークリフト走行エリア）に立ち入らないようにしましょう

#### その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

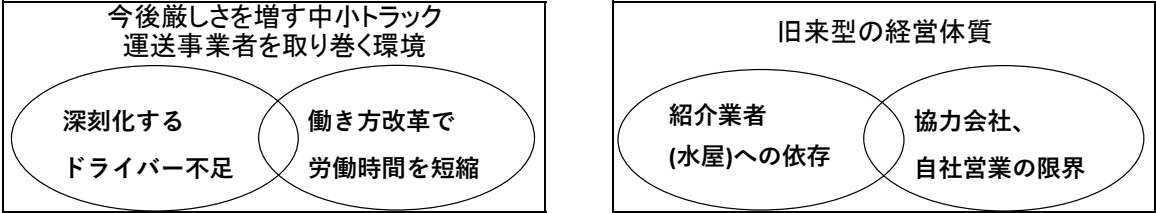
- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう



# K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport  
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内  
キット K ・ I ・ T

## 品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2+」



WebKIT2+  
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

- 導入効果** 安定的な輸送力の確保のために
  - ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
  - ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完
- 導入効果** 安心のネットワーク取引のために
  - ・明確な運賃
  - ・回収不安なし
- 導入効果** 輸送効率化のために
  - ・配車業務のシステム化
  - ・配車担当者のスキル向上
  - ・書面化による輸送トラブル解消
- 導入効果** 輸送効率化のために
  - ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
  - ・帰り荷確保(実車率アップ)
  - ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

## 取引・事業の拡大

＊＊運賃の集金は組合精算ですので安心です＊＊

＊運賃の支払いは45日サイトです。

＊軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。

### ☆輸送

運賃＜事例＞

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車  
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車  
運賃 43,000円(税抜き)

### ☆軽油販売

エネクスフリース 軽油価格

| 令和4年 | 11月  | 12月  |
|------|------|------|
| 軽油   | 116円 | 117円 |

ENEOSウイング 軽油価格

| 令和4年 | 11月  | 12月  |
|------|------|------|
| 軽油   | 115円 | 116円 |

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会

(日貨協連)の全国統一価格です。)

### ☆尿素的販売

アドブルー / 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)  
1L = 81～84円(令和5年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15  
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

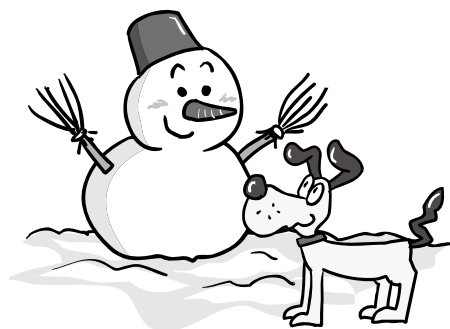
## トラック協会・陸災防奈良県支部

## 2月の行事(予定)表

| 日  | 曜 | 時 間    | 行 事                          | 場 所            |
|----|---|--------|------------------------------|----------------|
| 3  | 金 | 9:30～  | 運行管理者試験対策講習会                 | 奈良県トラック会館      |
| 3  | 金 | 13:30～ | 運行管理者試験対策講習会                 | 奈良県トラック会館      |
| 4  | 土 | 14:00～ | 第36回物流セミナー                   | 奈良県コンベンションセンター |
| 7  | 火 | 13:30～ | 陸運事業者のための安全マネジメント研修          | 奈良県トラック会館      |
| 9  | 木 | 10:30～ | 優良事業所表彰式及び優秀運転者顕章伝達式         | 奈良県トラック会館      |
| 11 | 土 | 9:30～  | 運行管理者試験対策講習会                 | 奈良県トラック会館      |
| 11 | 土 | 13:30～ | 運行管理者試験対策講習会                 | 奈良県トラック会館      |
| 13 | 月 | 14:00～ | 整備管理者選任後研修                   | いかるがホール        |
| 14 | 火 | 13:30～ | 第2回トラック運送事業者のための人材確保セミナー     | 奈良県トラック会館      |
| 20 | 月 | 14:00～ | 第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会 | 奈良県トラック会館      |
| 21 | 火 |        | 第3回総務委員会                     | 奈良県トラック会館      |
| 24 | 金 |        | 第287回理事会                     | 奈良県トラック会館      |

## 3月の行事(予定)表

| 日  | 曜 | 時 間    | 行 事                   | 場 所       |
|----|---|--------|-----------------------|-----------|
| 10 | 金 | 14:00～ | 第3回適正化実施対策委員会         | 奈良県トラック会館 |
| 13 | 月 | 10:00～ | 第37回奈良県適正化事業実施機関評議委員会 | 奈良県トラック会館 |





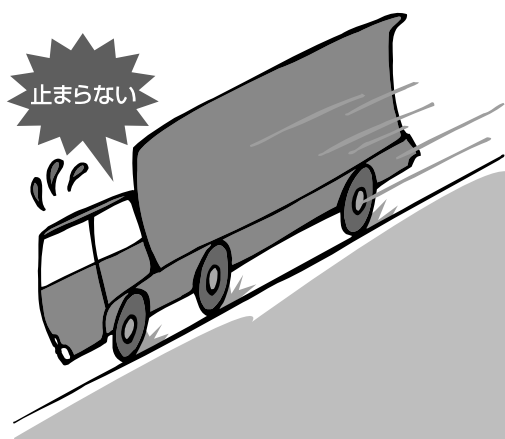
## トラックの構造上の特性

## 1 過積載の危険性



## ■下り坂はスピードがでやすい

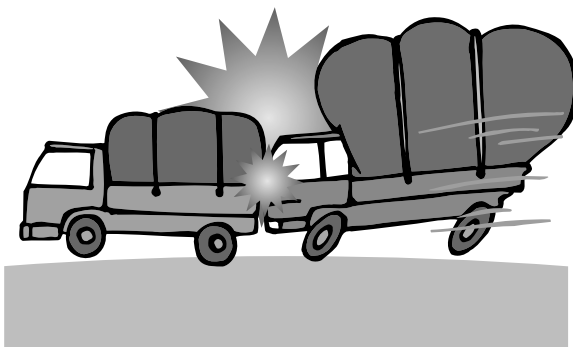
重量に比例して慣性力が増加しますので、過積載で走行すると通常よりもスピードが増します。そのため、スピードを制止しようとする力も大きくなりますから、通常通りにブレーキを使用していても、下り坂での過積載車両のブレーキ負担は大きくなり、フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキライニングが過熱しブレーキが効かなくなるフェード現象が起こる危険性があります。



## ■衝撃力が増大する

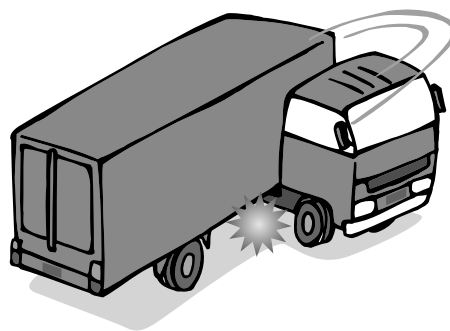
衝突時の衝撃力は、重量とスピードに比例して大きくなります。過積載運転は定量積載運転時よりも重量が増していますので、衝突すると強い衝撃を受けます。

そのため、死亡事故や重大事故につながる可能性を秘めています。



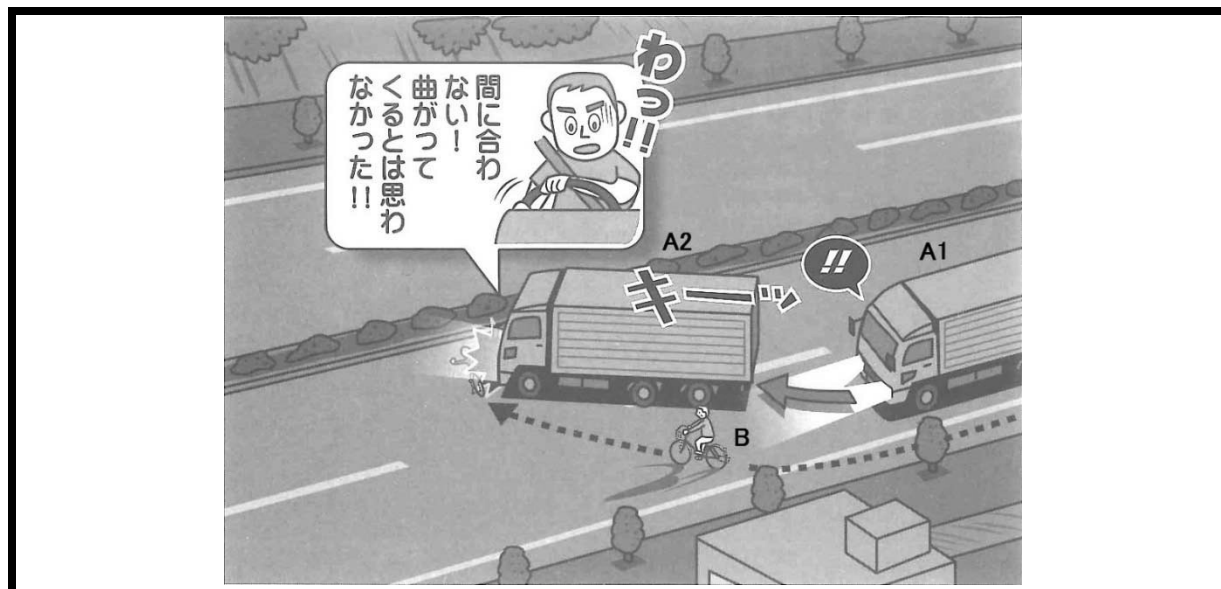
## ■トレーラ車ではジャックナイフ現象が起こりやすい

過積載時は定量積載時よりも、トレーラ部分がトラクタ部分を押す力が大きくなるため、ハンドルを切ったりブレーキを踏んだときにトレーラ部分とトラクタ部分が「く」の字に曲がるジャックナイフ現象が起こりやすくなります。



## 事業用自動車事故事例 No.90

(一般貨物) 中型貨物車と高齢者自転車の夜間事故



事故類型：追突

発生日時：夜

当事者A：中型貨物車 40歳代 男性

当事者B：自転車 80歳代 男性

### ■ 事故の概要

Aは、中央分離帯のある往復4車線道路の第1車線を時速約70kmで走行していました。Aは、進行方向の道路左側のB自転車に気がつきましたが、そのままの速度で進行していきましました。近くに中央分離帯の途切れている箇所や交差点も無く、Bがそのまま道路左側を直進するだろうと考えたからです。ところが、AがB車の側方を追い越していこうとしたとき、突然B車がA車の進路上に進路変更してきたのです。Aはあわてて急ブレーキをかけ回避しようとしたのですが、間に合わずに追突してしまいました。

### ■ 事故から学ぶ

この事例の大きな原因は、Aが、先行するB車はそのまま直進するだろうと思い込み、「自車の進路上に出てくるかもしれない」という認識が欠如していたことにあると考えられます。

もしも認識があれば、クラクションを鳴らして警告を発したり、Bの動きに対応できるように自車を減速又は徐行したり、あるいは第2車線側に進路変更したりすることで、容易に事故は防げたと思われます。

一方、Bが、後方の安全確認や合図をして走行していれば、同様に事故は防げたと思われます。Bがなぜ進路変更したのかはわかりませんが、今回のような急な進路変更がどのような結果を招くか、肝に銘じておかなければなりません。自転車運転者は、周囲の車に注意を払い、急な進路変更や急ブレーキなど「急」の付く行動には、大きな危険が伴うことを認識しておく必要があります。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

| 令和4年12月実施状況   |      | 令和4年度月別実施件数                            |     |     |     |     |      |        |       |
|---------------|------|----------------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|--------|-------|
| 計画件数          | 実施件数 | 実施月                                    | 件数  | 実施月 | 件数  | 実施月 | 件数   | 実施件数合計 |       |
|               |      | 4月                                     | 14件 | 8月  | 16件 | 12月 | 5件   |        |       |
| 16件           | 5件   | 5月                                     | 14件 | 9月  | 13件 | 1月  | 件    | 125件   |       |
|               |      | 6月                                     | 17件 | 10月 | 16件 | 2月  | 件    |        |       |
|               |      | 7月                                     | 15件 | 11月 | 15件 | 3月  | 件    |        |       |
| 令和4年12月実施結果   |      |                                        |     |     |     |     |      |        |       |
| 調査事項          |      |                                        |     |     |     |     | 調査件数 | 指導件数   | 指導率   |
| Ⅰ. 事業計画等      |      | 1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。           |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。        |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。              |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。            |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。              |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 6. 届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等） |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。    |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。                   |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
| Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等 |      | 1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。              |     |     |     |     | 0    | 0      | — %   |
|               |      | 2. 自動車事故報告書を提出しているか。                   |     |     |     |     | 0    | 0      | — %   |
|               |      | 3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。     |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。             |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る）    |     |     |     |     | 5    | 2      | 40.0% |
| Ⅲ. 運行管理等      |      | 1. 運行管理規程が定められているか。                    |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               | ○    | 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。                |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。               |     |     |     |     | 5    | 1      | 20.0% |
|               |      | 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。          |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               | ○    | 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。               |     |     |     |     | 5    | 2      | 40.0% |
|               |      | 6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆                 |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               | ○    | 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。                 |     |     |     |     | 5    | 1      | 20.0% |
|               |      | 8. 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。             |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆          |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。             |     |     |     |     | 1    | 1      | 100%  |
|               | ○    | 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。     |     |     |     |     | 5    | 1      | 20.0% |
|               | ○    | 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。            |     |     |     |     | 4    | 1      | 25.0% |
|               | ○    | 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。           |     |     |     |     | 4    | 1      | 25.0% |
| Ⅳ. 車両管理等      |      | 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。          |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               | ○    | 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。                |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。               |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               |      | 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。      |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               | ○    | 5. 定期点検及びその保存がされているか。                  |     |     |     |     | 5    | 1      | 20.0% |
| Ⅴ. 労基法等       |      | 1. 就業規則が制定され、届出されているか。                 |     |     |     |     | 1    | 0      | 0%    |
|               |      | 2. 36協定が締結され、届出されているか。                 |     |     |     |     | 4    | 1      | 25.0% |
|               |      | 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）      |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
|               | ○    | 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。      |     |     |     |     | 5    | 1      | 20.0% |
| Ⅵ. 法定福利       |      | 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。                  |     |     |     |     | 4    | 0      | 0%    |
|               |      | 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。                |     |     |     |     | 5    | 1      | 20.0% |
| Ⅶ. 運輸安全マネジメント |      | 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。                  |     |     |     |     | 5    | 0      | 0%    |
| 指導件数合計        |      |                                        |     |     |     |     | 168  | 14     | 8.3%  |

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

|       | A   | B       | C   | D | E | その他 | 合計      |
|-------|-----|---------|-----|---|---|-----|---------|
| 通常    | 1 件 | 3 (1) 件 | 1 件 | 件 | 件 | 件   | 5 (1) 件 |
| 新規参入  | 件   | 件       | 件   | 件 | 件 | 件   | 件       |
| 新規(他) | 件   | 件       | 件   | 件 | 件 | 件   | 件       |
| 特別(労) | 件   | 件       | 件   | 件 | 件 | 件   | 件       |
| 特別(他) | 件   | 件       | 件   | 件 | 件 | 件   | 件       |
| 総合    | 1 件 | 3 (1) 件 | 1 件 | 件 | 件 | 件   | 5 (1) 件 |

( ) は会員外の件数です

## 奈良運輸支局からのお知らせ

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が、窓口に集中します。

この時期は、申請者の皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご迷惑をおかけすることとなります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早期に済まされるようお願いします。

また、お越しの際は、マスクの着用・アルコール消毒等、新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします。

登録及び検査関係の案内につきましては、ヘルプデスク「050-5540-2063」（音声又はFAXサービス）により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

近畿運輸局奈良運輸支局



# 奈良県警察本部からのお知らせ

## 1 県内の交通事故発生状況

1月15日現在

| 区 分    | 令和5年    | 令和4年    | 増減数   | 備 考       |
|--------|---------|---------|-------|-----------|
| 総件数    | 1,392 件 | 1,427 件 | -35 件 | 1日に約 93 件 |
| 人身事故件数 | 96 件    | 110 件   | -14 件 | 1日に 6 件   |
| 死者数    | 0 人     | 3 人     | -3 人  | —         |
| 負傷者数   | 114 人   | 130 人   | -16 人 | 1日に約 8 人  |
| 物損事故件数 | 1,296 件 | 1,317 件 | -21 件 | 1日に約 86 件 |

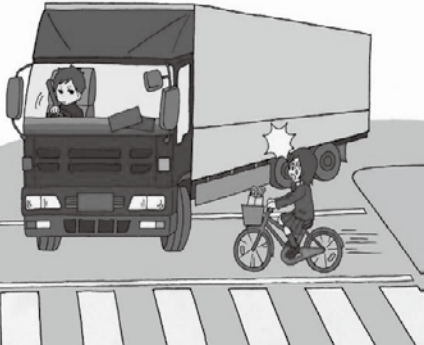
(データは概数)

## 2 県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故発生状況

1月15日現在

| 区 分    | 令和5年 | 令和4年 | 増減数  |
|--------|------|------|------|
| 総件数    | 62 件 | 68 件 | -6 件 |
| 人身事故件数 | 6 件  | 5 件  | 1 件  |
| 死者数    | 0 人  | 0 人  | 0 人  |
| 負傷者数   | 7 人  | 6 人  | 1 人  |
| 物損事故件数 | 56 件 | 63 件 | -7 件 |

(データは概数)



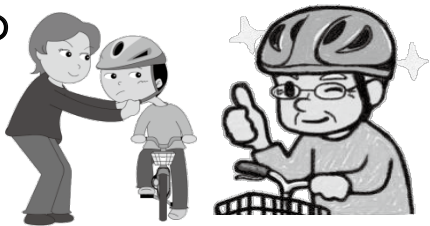
## 3 道路交通法の一部改正について

自転車を利用する**全ての人**は、本年4月から

**「ヘルメット着用が努力義務」**

となります。

従業員やその家族等の大切な命を守るためにも、点呼時や社員研修などを通じ、広く周知していただくようお願いします。



自転車も車両！

自転車安全利用五則～2022年11月に新しくなりました～

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

## 山本 かなえ 公明党参議院議員 来訪

日：令和5年1月13日(金)

場所：奈良県トラック会館

公明党 山本 かなえ 参議院議員が、公明党 大国 正博県議会議員、山中 益敏県議会議員と共に来訪、燃料価格高騰対策等について話をされました。



▲写真左から大國県議会議員、山本かなえ参議院議員、山中県議会議員

\*写真撮影のためマスクを外しております。

トラック奈良 2023 年 2 月 第 346 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫  
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

## 奈良県「新型コロナウイルス感染症対策」(抜粋)

### 基本的な感染防止策の継続

奈良県では、**感染防止と社会・経済活動とを両立**させ、日常生活の維持を目指していきたいと考えています。

これから大型連休に入り、様々な活動が活発になりますので、「うつらない・うつさない」ための以下のご注意をお願いします。

### ①マスク、②換気、③消毒、④距離

これらの対策で、3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)を遮断しましょう

